

①都道府県	②市区町村名	H 平成31(令和元)年度準要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																III 就学援助率											
		(1) 平成31(令和元)年度準要保護認定基準 (該当するもの全てに○)																(2) ノ、タ、チを選択した場合	(3) ツを選択した場合	(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度						
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況が悪い事、遅延、滞り等が多い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) → (2) 係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの) → (2) 係数							チ. 特別支援教育助成費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの → (3) 係数および目安額	テ. 市区町村民税(所得税又は均等割)課税額に一定の係数を掛けたもの → (4)	生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)		
28	28	27	26	26	24	25	25	7	5	18	25	8	7	11	12	2	1	1	0	16	4	0	16	0					
山梨県	甲府市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○				1.3		保護者が不慮の災害、事故及び疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	10%未済	10%未済	
山梨県	富士吉田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○									1.2		保護者が不慮の災害、事故及び疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者 児童・生徒に特別な事情があると認められる者	10%未済	15%未済	
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○				○															教育長が就学援助が必要と認める者	15%未済	15%未済	
山梨県	山梨市	○	○	○	○	○	○			○	○																	15%未済	15%未済
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○			○	○																	15%未済	15%未済
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○			○	○										○					学校長の意見書等により、生活が困難していると教育委員会が特に認めたもの	15%未済	15%未済	
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○			○	○																	15%未済	10%未済
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○				○																	15%未済	15%未済
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○				○										○					世帯員の合計所得を確認し、児童扶養手当の一部支給限度額を下回っていた場合、民生委員または学校長の意見書を添付のうえ、認否を審議す	15%未済	15%未済	
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○				○													1.3				15%未済	15%未済
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○				○															・世帯更正貸付制度による貸付け ・上野原市立小・中学校長又は、民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済	10%未済	
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○				○																	15%未済	15%未済
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○				○															児童扶養手当所得制限額を準用	15%未済	15%未済	
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○				○														1.2	失業・休業・災害・病気等その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に困難している場合、民生委員等の所見をもとに地教委の判断により認定する	15%未済	15%未済	
山梨県	早川町	○	○	○	○	○	○				○																	0%	0%
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○				○										○					特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合 ・国民年金法に基づく国民年金掛け金の減免世帯 ・民生委員、児童委員及び学校長が生活状態が悪いと認めた世帯	10%未済	10%未済	
山梨県	南部町	○	○	○	○	○	○				○																	10%未済	10%未済
山梨県	富士川町	○	○																									10%未済	10%未済
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○				○																	10%未済	10%未済
山梨県	通志村	○	○	○	○	○	○				○																	5%未済	5%未済
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○				○																	5%未済	10%未済
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○				○										○					その他、教育長が就学援助が必要と認めるもの	5%未済	5%未済	
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○	○				○															その他教育長が、就学援助が必要と認める者	5%未済	5%未済	
山梨県	鳴沢村	○	○	○	○	○	○				○															その他教育長が、就学援助が必要と認める者	5%未済	5%未済	
山梨県	富士河口湖町	○	○	○	○	○	○				○										○					特別な事情がある場合。学校長意見書や民生委員意見書の添付。	10%未済	10%未済	
山梨県	小菅村	○	○	○								○																0%	0%
山梨県	丹波山村																				○					無償化のため、就学援助制度を実施していない。	0%	0%	
山梨県	河口湖南中学校組合	○	○	○	○	○	○				○										○					左記の丸印以外で失業・休業・災害・病気その他の事業により、世帯の収入が少なく経済的に就学が困難と教育委員会が認めた者。	10%未済	10%未済	

